第　８　０　号

奈良会議所ニュース

1975.5

発行所　奈良市登大路町36番地の２
奈良商工会議所
編集兼発行人　和井田恒道
印刷所　共同精版印刷株式会社
１部５０円

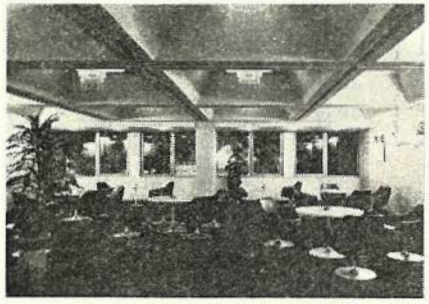
目　次

人　奈良県商工課長　小川　勇氏……2
昭和50年度事業計画、予算決まる……2
「販売士」の使命と責任……4
≪中小企業庁だより≫……5
週休二日制調査まとまる……6
「雇用保険制度」のあらまし……7
卸団地研究会にあなたも参加を……8
各種検定試験御案内……8
おしらせ……9
会議所日誌……9
求職者情報……10
消息……10

会員談話室はあなたに

"憩いの場"を提供します

待ち合せ・ビジネスにも



ゆったりした雰囲気の談話室

会議所ビル三階に、会員の皆様に落着いた静かな雰囲気の中で、ご商談、ご歓談いただくための談話室を設けております。

なお、職員も配置致しておりますのでお気軽にご利用下さい。

専門相談員による

相談室開設！

当所では、会員サービスの一環として下記日程により専門相談員による相談室を開設することに致しました。お気軽にご利用下さい。尚この相談室をご利用される方は事前（前日でも可）に当所宛ご連絡下さい。（無料）

月曜日　法律相談　10：00～12：00
弁護士　川井信明氏

水曜日　経理・税務相談　13：00～15：00
公認会計士・税理士　中島良次氏

木曜日　特許相談　13：00～15：00
弁理士　蔦田璋子氏

金曜日　金融相談　10：00～16：00
当所経営指導員

◎毎月第３水曜日　定例税務相談
10：00～15：00　大阪国税局税務相談官

人

ごあいさつ



奈良県商工課長

小川　勇

去る四月一日付で商工課に勤務することになり今後、商工業界のみなさんと共に辛苦を同じくして参りたいと考えております。

政府の物価安定を最大目標としてとられた総需要抑制や金融引き締めが二年余りに及ぶ長期間に亘り堅持されており、いまだかつてない厳しい経済環境の中に立たされた中小企業者の今日までの経営努力に敬意を表するものであります。

この機会に、県下各業界のみなさまにおかれましても従来からの結束をより固められ産業の構造改善や、企業の協業化などによる近代化の促進に取り組まれ明るい方向への展開を図られると共に、更に、また、省資源、省エネルギー時代にふさわしい付加価値の高い商品の開発や、多様化した消費需要に即応できる経営基盤づくりを進められ安定成長時代に対処できる力を備えられるよう期待するものであります。

第56回通常議員総会

昭和五十年度

事業計画・予算決まる！

新会館竣工とともに〝行動する商工会議所〟としての今後の指針を決めるべく当所通常議員総会が去る三月二十七日、上田・安藤両副会頭ほか五十七名の出席により開催された。

同総会は、新会館竣工後はじめて開かれるもので、新会館建設の財務を確立し、会議所運営のより活発化をはかり、真に信頼される会議所を目指すべく、新年度における事業計画案および予算案などについて慎重審議された。（議事内容は次の通り）

議事は、まず報告事項の(1)議員一部異動（新・前田禹夫氏‖㈱近鉄百貨店奈良店長、旧・福田浩一氏）(2)業務概要（昭和四十九年七月～昭和五十年三月）報告(3)会館建設勘定中間報告、(4)昭和四十九年度会館運営管理費収支見込、について事務局より報告がなされ、了承された。

次いで協議事項に入り(1)昭和50年度事業計画（案）、(2)昭和五十年度一般会計収支予算（案）‖別表①、(3)昭和五十年度会館運営会計収支予算（案）‖別表②、(4)特別会費改訂、以上一号議案から四号議案まで可決決定され、午後四時すぎ閉会した。

日商会頭感謝状伝達式

挙行さる

同総会に先立って、当所運営に多大の功績を残された河合利喜蔵顧問（㈱ひのり商店社長）に感謝状が、また、十五年の長きにわたり職務に精励した当所総務部長木戸重巳に表彰状がそれぞれ手渡された。

昭和50年度一般会計収支予算書（1）

（自 昭和50年4月1日 至 昭和51年3月31日）

奈良商工会議所

（単位 円）

収入の部

款　項	本年度予算	前年度予算	増　△減
1. 会費	28,042,000	24,082,000	3,960,000
1. 会費	28,032,000	24,072,000	3,960,000
2. 過年度会費	10,000	10,000	—
2. 負担金	1,358,000	1,330,000	28,000
1. 負担金	1,348,000	1,320,000	28,000
2. 過年度収入	10,000	10,000	—
3. 交付金	2,500,000	2,970,000	△ 470,000
1. 事業補助金	2,000,000	2,470,000	△ 470,000
2. 事業委託金	50,000	500,000	—
4. 事業収入	6,600,000	4,200,000	2,400,000
1. 検定料	1,200,000	800,000	400,000
2. 手数料	2,900,000	2,000,000	900,000
3. 出版物収入	1,000,000	800,000	200,000
4. 其他事業収入	1,500,000	600,000	900,000
5. 寄付金	1,000	1,000	—
1. 寄付金	1,000	1,000	—
6. 雑収入	150,000	110,000	40,000
1. 預金利子	140,000	100,000	40,000
2. 其他雑収入	10,000	10,000	—
7. 前年度繰越金	2,000,000	650,000	1,350,000
1. 前年度繰越金	2,000,000	650,000	1,350,000
合　計	40,651,000	33,343,000	7,308,000

支出の部

款　項	本年度予算	前年度予算	増　△減
1. 給与費	18,858,000	14,733,000	4,125,000
1. 給料	12,603,000	9,772,000	2,831,000
2. 諸手当	1,055,000	1,052,000	3,000
3. 賞与	5,200,000	3,909,000	1,291,000
2. 旅費交通費	500,000	560,000	△ 60,000
1. 旅費交通費	500,000	560,000	△ 60,000
3. 事務局費	3,730,000	1,950,000	1,780,000
1. 通信運搬費	450,000	280,000	170,000
2. 什器備品費	30,000	30,000	—
3. 消耗品費	250,000	180,000	70,000
4. 図書費	260,000	120,000	140,000
5. 印刷費	380,000	280,000	100,000
6. 管理費	2,300,000	1,000,000	1,300,000
7. 修繕費	10,000	10,000	—
8. その他諸費	50,000	50,000	—
4. 会議費	1,300,000	1,180,000	120,000
1. 議員総会費	650,000	600,000	50,000
2. 常議員会費	400,000	360,000	40,000
3. その他の会議費	250,000	220,000	30,000
5. 事業費	8,870,000	7,950,000	920,000
1. 商工振興費	3,700,000	3,300,000	400,000
2. 観光振興費	790,000	720,000	70,000
3. 中小企業近代化育成指導費	650,000	600,000	50,000
4. 商工技術振興費	850,000	680,000	170,000
5. 部会費	650,000	600,000	50,000
6. 委員会費	180,000	150,000	30,000
7. 調査広報費	200,000	200,000	150,000
8. 刊行頒布費	1,850,000	1,700,000	103,000
6. 法定台帳作成管理運用費	1,623,000	1,520,000	103,000
1. 法定台帳作成管理運用費	1,623,000	1,520,000	103,000
7. 交際費	250,000	250,000	—
1. 交際費	250,000	250,000	—
8. 公課分担金	903,000	803,000	100,000
1. 公課	3,000	3,000	—
2. 分担金	900,000	800,000	100,000
9. 福利厚生費	1,200,000	957,000	243,000
1. 福利厚生費	1,200,000	957,000	243,000
10. 退職資金積立金特別会計繰入金	220,000	1,500,000	700,000
1. 退職資金積立金特別会計繰入金	2,200,000	1,500,000	700,000
11. 中小企業相談所特別会計繰入金	1,000,000	850,000	150,000
1. 中小企業相談所特別会計繰入金	1,000,000	850,000	150,000
12. 雑費	50,000	80,000	△ 30,000
1. 雑費	50,000	80,000	△ 30,000
13. 予備費	167,000	1,010,000	△ 843,000
1. 予備費	167,000	1,010,000	△ 843,000
合　計	40,651,000	33,343,000	7,308,000

昭和50年度会館運営管理特別会計収支予算書（2）

（自 昭和50年4月1日 至 昭和51年3月31日）

（単位 円）

収入の部

款　項	予算額	摘　要
1. 使用料	19,863,000	
1. 貸室使用料	12,863,000	既契約事務所使用料 5,086,200 入居予定事務所使用料 5,076,800 食堂使用料 2,700,000
2. 会議室使用料	7,000,000	会議室一般使用料 6,500,000 会議室当所使用料 500,000
2. 共益分担金	5,772,000	
1. 共益費	4,845,000	既契約事務所共益費 1,904,000 入居予定事務所共益費 1,930,000 食堂共益費 1,011,000
2. 分担金	927,000	食堂、電気、水道分担金 399,000 その他事務所電気分担金 528,000
3. 繰入金	2,300,000	
1. 繰入金	2,300,000	一般会計より繰入金
4. 雑収入	50,000	
1. 雑収入	50,000	
収入合計	27,985,00	

支出の部

款　項	予算額	摘　要
1. 給与費	2,089,000	
1. 給料	2,000,000	臨時職員給
2. 諸手当	89,000	勤務手当その他
2. 旅費	50,000	
1. 旅費	50,000	
3. 建物維持管理費	22,765,000	
1. 機械等保守点検費	2,068,000	エレベーター保守点検費 1,320,000 電気保安点検費 224,000 電話保守費 210,000 温水ボイラー定期検査費 130,000 リフト保守点検費 108,000 火災報知機保守点検費 76,000
2. 清掃管理費	7,181,000	清掃保安委託料 6,648,000 特別清掃委託料その他 533,000
3. 光熱水費	11,060,000	電灯電力料金 7,200,000 ガス料金 3,620,000 水道料金 240,000
4. 維持管理諸費	2,456,000	保守営繕費 1,000,000 火災保険料 550,000 管理器材消耗品その他 906,000
4. 事務費	405,000	
1. 事務費	405,000	印刷費、通信費、消耗品費その他
5. 予備費	2,676,000	
1. 予備費	2,676,000	
支出合計	27,985,000	



「販売士」の使命と責任

公開経営指導協会　専務理事
日本商工会議所・小売商検定試験専門委員
塚本　謙

小売業の社会的責任と販売士

こんにち小売業に課せられている社会的責任はきわめて重大である。

当面の緊急な課題は小売物価安定への寄与である。売り惜しみや便乗値上げのことはいうまい。しかし、経費増大を比較的安易に販売価格に転嫁するような経営姿勢は改めなくてはならないし、許されなくなってきたのである。物価が上がるから経費が増え、そのため小売価格が上がるという悪循環を断たなくてはならない。

すなわち、経営努力による流通コストの相対的な節減とか、流通コストを上回る生産性向上をはからなくてはならない。ところが、従来の経営意識や体験の延長線からはこの解決策を見出すことは困難である。

根本的対策としては、マクロには流通システムの総合的改革が必要であり、ミクロには個別小売業の経営近代化が促進されなくてはならないのである。

小売業はたんに消費財を廉価で配給するだけがその役割りではない。便利で楽しいショッピングを提供し賢明な消費生活を誘導すべき機能は勿論のこと、広く産業界全般の発展にも貢献しなくてはならない。また消費者の求める便利さ、楽しさも多様であり、その変化も激しい。

これからの小売業経営は、まさに知恵を使う経営への転換が必要とされる所以である。

さて、このような知恵を使う経営の担い手こそ日本商工会議所と全国商工会連合会が通産省、中小企業庁の後援を得て実施している『販売士制度』であり、経営の中核なのである。

販売士育成と繁栄

販売士検定試験制度は発足して間もないにもかかわらず、小売業各界から多大な関心を集め、受験者もきわめて多数である。

販売士検定試験の直接の目標は、小売業従事者の資質の向上をはかることにある。すなわち、販売士養成講習会で教育を実施し、検定試験によってその能力を評価するということである。

副次的には、小売業従事者に学習目標を提示し、学習意欲を刺激する効果もあろう。

しかし、本制度が真にねらいとするものは、実務を通じて啓発された能力が顕現され、小売業が発展し社会的責任の達成に寄与することである。

このためには販売士自身の自覚と努力にまつべきことは当然であるが、経営者の理解と努力もきわめて重要である。なぜなら、販売士が最大限に能力を発揮できるような場が提供され、動機づけが行われなくてはならないからであり、それは経営者の責任だからである。

ところで、「従業員が販売士試験に合格すると定着しなくなるのではないか？人件費に影響するのではないか？」という経営者の批判や意見を聞いたことがある。「だから販売士の講習には出席させない」という極論もあった。このような批判は、従業員の資質の向上を阻むようなものであり、従業員に実力を発揮させることができないことを自嘲するのと同じである。さらにいえば業績の発展を自己否定することなのである。

また、「大変な努力をして販売士試験に合格したが経営者から黙殺、無視されている」という従業員からの嘆きもあった。かりに、待遇面では酬いることができなくても、従業員の研鑽努力を称え励ますことができない筈がない。誰でも研鑽努力の結果が無視されるようでは学習意欲を喪失してしまうのは当然である。

ここに述べたことは、きわめて例外的なケースであるが販売士検定試験制度の普及発達のために反省させられることである。

このような観点からも、経営者が本制度の趣旨を正しく認識し理解を示されることが重要である。いいかえると、経営者があなたの店の販売士を育成し、働く場を提供することが繁栄への道であり、社会的責任を果す道でもあるということである。

販売士の自覚と努力

現代ほど使命感の欠落した時代はないといわれる。政治家に、行政官に、企業家に対して、襟を正してその使命を果せという世論が強い。

小売業もその例外ではない。楽しかるべきショッピングで不愉快さを感じたり、迷惑であったり、損失すら蒙る消費者は決して少なくはない。商品知識が全くない販売員、接客応対を心得ていない販売員などへの批判、まさに小売業従事者の使命を果せと求める声である。

小売業は消費生活を基盤にし、消費者に密着した存在であり、どれほど国民生活に重要な役割りを果しているかは論ずるまでもない。われわれは自分のためだけに働いているのではなく、お店を繁昌させるためだけの存在ではないという自覚が必要である。なによりも自分の職業に誇りを持つことが大切である。そのうえで、与えられた使命を果すためには、どのような技能を持ち、どんな態度で就業すべきかを考えなくてはならない。販売士養成講習会や検定試験は、小売業従事者にこのことを正しく理解させるためのものなのである。

販売士検定試験は三級から一級までの三段階にわけられているが、これは職位の階層にそれぞれ必要な知識技術の領域とレベルを設け、その理解と習得を求めているところに特徴がある。したがって、三級から二級へ、二級から一級に進むことによって、より重い責任を果せる能力を身につけることができるように構成されているのである。これは実力主義社会への道標であり、そのステップでもある。

《中小企業庁だより》

昭和五十年度

中小企業関係税制の改正

物価の高騰、金融引き締め、不況と中小企業を取り巻く環境は極めて厳しいものがありますが、中小企業者がその体質を強化することによりこの激動する時代に対処していくため五十年度においては、次のような税制改正を行うこととなっております。

国税においては、

(1) 相続税において、課税最低限の大幅引き上げ、延納制度の拡充などを行うほか、中小企業の事業または居住の用に供されていた宅地のうち、最小限必要な部分の相続税評価にあたり、その評価額にしん酌を加える。

(2) 白色申告者の専従者控除額を三十万円から四十万円に引き上げる。

(3) 中小法人についての法人税率の軽減税率の適用所得限度額を六百万円から七百万円に引き上げる。

(4) 中小法人の内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税について定額控除額を一千万円から一千五百万円に引き上げる。

(5) 中小企業構造改善計画について

(イ) 商工組合などの構成員が負担する試験研究費賦課金について、任意償却を認めるとともに、増加試験研究費の税額控除の対象に追加し、商工組合などが取得した試験研究用資産について圧縮記帳の特例を適用する。

(ロ) 商工組合などの構成員が合併または現物出資した場合の課税の特例制度について、その適用範囲を拡大したうえ、適用期限を二年延長する。

(ハ) 商工組合などの特定業種に属する構成員の割増償却制度の適用期限を二年延長する。

(6) 中小企業新分野進出計画について

(イ) 商工組合などの構成員が負担する試験研究費賦課金について、中小企業構造改善計画の場合と同様の措置を講ずる。

(ロ) 事業を転換する特定の中小企業者などの施設の償却の特例制度の対象に、商工組合などの構成員が特定の施設を廃棄または譲渡する場合を追加する。

(7) 中小企業構造改善事業用および下請中小企業振興事業用などの共同施設の特別償却制度の対象施設のうち、福利厚生施設について特別償却率を十分の一から五分の一に引き上げる。

(8) 青色申告の簡易帳簿利用の所得限度額を撤廃する。

また地方税においても、

(1) 個人事業者の負担の軽減を行い個人事業税の合理化を図るため、個人の事業税の事業主控除額を百五十万円から百八十万円に引き上げる。

(2) 住民税および事業税について、個人の白色申告者の専従者控除限度額を二十万円から三十万円に引き上げる。

(3) 法人事業税の軽減税率の適用所得の範囲を次のように改める。

（税率）	（現行）	（改正）
6％	三百万円以下	三百五十万円以下
9％	三百万円を超え六百万円以下	三百五十万円を超え七百万円以下

(4) 商工組合などが都道府県または中小企業振興事業団から資金の貸付けまたは施設の譲り渡しを受けて取得する不動産に対する不動産取得税の課税標準の特例措置の適用対象に新商品または新技術の開発の用に供する施設を加える。

(5) 特別土地保有税の非課税範囲の対象として、中小企業近代化促進法および沖縄開発特別措置法の改正により、特定業種とその関連業種に属する事業に係る構造改善事業の用に供する土地または新分野進出計画に従って実施される新分野進出事業の用に供する土地を追加する。

(6) 事業所税の創設にあたり、中小零細企業の負担を排除するため、次の免税点を設ける。

(イ) 新増設事業所　床面積二千平方メートル

(ロ) 既設事業所

① 資産割　床面積千平方メートル

② 従業者割　従業者数　百人

また、次の施設については、非課税とする。

(イ) 中小企業近代化促進法の規定に基づく構造改善計画に従って実施される構造改善事業（特定業種および関連業種）または新分野進出計画に従って実施される新分野進出事業の用に供する施設

(ロ) 中小企業振興事業団法の規定に基づき融資などを受けた高度化事業の用に供する施設

(ハ) 下請中小企業振興法の規定に基づき設置する共同利用施設

(ニ) 中小小売商業振興法の規定に基づく高度化事業の用に供する施設

その他、次の措置について適用期限二年延長する。

(1) 海外市場開拓準備金制度
(2) 協業のため現物出資した場合の納期限の特例措置
(3) 商工組合中央金庫および信用保証協会の受ける抵当権設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
(4) 事業協同組合などの留保所得の特別控除

週休二日制調査まとまる

回答 事業所のうち四二%が実施

最近、公務員の週休二日制、また学校教育にもこの制度を取り入れようとする動きなど、週休二日制に対する論議は日増しに高まっている。当所では、このような情勢に鑑み、同制度に関する調査を実施し、このほど、この調査結果をまとめた。（なお、この調査は奈良市内に所在する事業所（出先事業所を含む）一四四七社に対し調査票を送付し、二六一社（一八%）の回答を得たものである。）

それによると、回答事業所の内四二・九%が既に週休二日制を実施しており、中でも出先事業所の実施比率が高く（八三%）、地場企業は（三四・一%）に止まっている。また企業規模では、百名以上（七三%）百名未満（三四%）となっている。業種別では、理財＝金融・保険（八五・七%）、繊維工業（七一・四%）と高く、続いて交通運輸（六〇%）、卸売業（五八・三%）、工業（五七・五%）となっている。

実施形態別では、「月一回週休二日制」が最も多く（四二・八%）、「月二回または隔週二日制」（三五・七%）と続き、「完全週休二日制」は十三・四%となっており、隔週（月二回）または完全週休二日制を実施しているのはほとんど出先事業所、および従業員百名以上の中堅企業であり、百名未満の地場産業では「月一回週休二日制」が大きなウエイトを占めている。

週休二日制の実施による効果は「勤労意欲の向上」（六二・五%）、「健康管理上よかった」（一六・七%）となっているが、「サービスの低下」「生産（販売）効率の低下」を訴えている企業が五%みられた。

また週休二日制を実施していない企業の同制度に対する考え方は「実施を積極的に考える」とする企業が八〇%を占め、前向きに取り組む姿勢がみられるが、現時点で実施していない理由として「取引先との関係」（四三%）をあげており、同制度実施に関して、前述の取引先および顧客の理解・および一般的に普及したときという条件付実施になっている。

◎調査集計にあたり

週休二日制は、時代の要請として、労働省においても積極的に推進していく方針であり、また現在浸透しつつある。ところが当地域において企業規模または業種などにより、普及に相当の格差が生じており完全週休二日制にはほど遠いのが現状である。しかし、同制度に対する経営者の考え方から判断して、近い将来には企業規模などに関係なく加速度的に普及していくものと考えられる。

したがって、企業発展のため、週休二日制を前提とした経営を一日も早く行うべきであり、その実施に障害となる諸条件を克服するための日常の努力が必要であると思われる。

＜県の人事異動＞

商工労働部長に　吉村　弘生氏

県では去る三月二十八日、四月一日付の人事異動を発表した。当所関係は次の通り。

▽商工労働部長　吉村弘生
▽商工課長　小川勇
▽観光課長　桐山徳彦
▽労政課長　中村正
▽税務課長　和田元二
▽工業試験場長　守川喜郎

『雇用保険制度』のあらまし

四月一日からスタート

一、雇用保険制度の必要性

今後の経済の動向は予断を許さないが、労働力需給については、長期的にみて、若年労働力の絶対的減少を背景に、全般的にはその逼迫基調が続くものとみられ、量的な面における雇用の改善はもとより、進んで質的な雇用の改善を図り、質量両面にわたる完全雇用の実現が課題となってきている。

また、わが国の人口構造は高齢化が進み、いわゆる高齢者社会へ移行するものと考えられ、高齢者の雇用促進その他心身障害者など特別な配慮を要する人びとの雇用促進が大きな課題となっている。最近における石油危機のような国際的あるいは国内的な要因によって失業問題が深刻化するおそれなしとせず、不況対策も強化する必要がある。

このため、現行失業保険制度を、このような雇用失業の動向と課題に即して十分にその機能を発揮しうるよう改善発展させ、雇用に関する総合的な機能を有する雇用保険制度が創設されることとなった。

二、雇用保険の目的

雇用保険は、労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活の安定を図るとともに求職活動を容易にするなどその就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、雇用構造の改善、労働者の能力の開発、向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

三、雇用保険の事業内容

雇用保険は、①失業給付を行うほか、②雇用改善事業能力開発事業および雇用福祉事業を行うものとする。

四、適用範囲

全産業の雇用労働者を対象とし、商業、サービス業などの零細企業や農林水産業なども原則的に強制適用とする。（農林水産業については、当面、段階的に強制適用とする）

五、失業給付

(一)　求職者給付

イ　種　類

基本手当、技能習得手当、寄宿手当および傷病手当とする。

ロ　基本手当の受給要件

離職日以前一年間（傷病などの期間がある場合には最長四年間）に、被保険者期間が六カ月以上であったときに支給する。

ハ　基本手当の給付率と日額

基本手当の日額は、前職賃金に対し、最低六割、最高八割で、低所得層の給付率を高くし、かつ、最高日額および最低日額の引上げを行う。

六、雇用改善事業

事業の内容は次のとおりとする。

(一)　年齢別の雇用の改善

定年の引上げの促進、高年齢者の雇入れの促進など年齢別の雇用構造の改善を図るために必要な事業主に対する助成および援助

(二)　地域的な雇用の改善

雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転、季節労働者の通年雇用の促進、その他地域的な雇用の改善を図るために必要な事業主に対する助成および援助

(三)　産業間の雇用の不均衡の改善

衰退産業からの離職者の雇入れの促進など産業間の雇用の改善を図るために必要な事業主に対する助成および援助

(四)　経済変動に対処する雇用調整対策（この部分に限り、昭和五十年一月一日から繰上げ実施する。）

経済変動によって休業を余儀なくされた場合における失業の予防のために必要な事業主に対する助成および援助

(五)　その他雇用構造の改善を図るために必要な事業

七、能力開発事業

事業の内容は、次のとおりとする。

(一)　事業主などの行う職業訓練に対する助成および援助

一定の基準に合致する民間の職業訓練を行う事業主などおよび職業訓練法人に対する助成および援助

(二)　被保険者などに対する公共職業訓練の充実

公共職業訓練施設の設置運営（雇用促進事業団）および都道府県に対する補助（新規に職業訓練短大、技能開発センターの設置を行う）

(三)　有給教育訓練休暇制度の援助（新規）

(四)　被保険者などの再就職促進のための訓練などの実施

(五)　訓練などの受講の奨励

①　(2)および(4)の訓練などの受講を奨励する措置の拡充ならびに、②　被保険者に有給で公共職業訓練を受講させる事業主に対する助成

(六)　技能評価の実施および援助

(七)　その他労働者の能力の開発向上のために必要な事業

八、雇用福祉事業

事業内容は、次のとおり現行制度（雇用促進事業団）において行われているものと同様とする。

(1)　雇用促進住宅、雇用相談のための施設、教養、文化、体育またはレクリエーションのための施設その他の福祉施設の設置運営

(2)　就業資金の貸付および身元保証など

(3)　職業に関する調査研究

(4)　その他福祉の増進を図るために必要な事業

卸団地研究会にあなたも参加を!!

講師に石松欣哉氏（商工中金奈良支店長）

前回の会議所ニュース（第79号）に於て御紹介致しましたが、最近当所卸部会で卸団地建設の気運が盛り上がり、当所卸部会では再三に亘り卸団地研究会を開催してまいりました。さて、来る五月二十三日（金）に次の通り研究会を開きますので卸部会に限らず卸団地に関心ある方は御参加下さい。尚、今回はより充実した研究会とする為、全国卸団地について三十余件手がけられた卸団地建設のベテランであります商工中金奈良支店長石松氏を講師としてお招きしますので御出席を是非おすすめします。

▽研究会御案内△

○とき　5月23日（金）午後1時30分より
○ところ　当所
○テーマ　卸団地建設について
○講師　商工中金奈良支店　支店長　石松欣哉

各種検定試験御案内

商工技術、技能の普及向上を図ることは事務能力の増進に、また企業の健全化、合理化に資することきわめて大なるものがあります。このような趣旨にて日本商工会議所では珠算、簿記、計算尺の検定を統一した基準によって実施しその技能を公に認めると共に珠算、簿記、計算尺の健全なる向上発展に寄与しております。さて来る6月には珠算、簿記、計算尺の試験を下記要領にて実施致しますので、受験希望者の方は御申込み下さい。

記

▽珠算（第八十三回）
一、とき　六月二十九日（日）
一、場所　奈良県立短期大学（予定）
一、申込み場所　当所
一、申込み期間　五月十九日～六月六日
一、受験料　一級　七〇〇円　二級　六〇〇円　三級　四〇〇円　四級　三〇〇円

▽簿記（第四十二回）
一、とき　六月八日（日）
一、場所　奈良商業高等学校
一、申し込み場所　当所
一、申し込み期間　四月三十日～五月十九日
一、受験料　一級　一二〇〇円　二級　八〇〇円　三級　六〇〇円　四級　五〇〇円
一、その他　スリッパ持参の事

▽計算尺（第五十回）
一、とき　六月一日（日）
一、ところ　正強高校（予定）
一、申し込み場所　当所
一、申し込み期間　五月五日～五月十四日
一、受験料　一級　八〇〇円　二級　六〇〇円　三、四級　四〇〇円　五級　三〇〇円
一、その他　スリッパ持参の事

昭和50年度奈良県小売商業高度化助成金の貸付について

このことについて、下記のとおり昭和50年度の申込み受付を実施致しますので、本制度の借込を希望される方は当所まで御問合わせのうえ、申請書を提出して下さい。

記

一、貸付資格

県内で小売業を一年以上営む中小小売商業者（飲食店は除く）

二、貸付対象と貸付額

店舗改造および連鎖化による店舗の新設などに要する資金の½、最高限度二五〇万円（売場面積などの制度あり）

三、償還と金利

一年据置後三年以内無利子

四、提出書類

貸付申請書、店舗の改造計画書（設計図、見積書）過去二年間の決算書または新保税青色申告決算書

五、提出締切

昭和50年5月30日

六、提出先および問合せ先

奈良市登大路町　奈良県商工課

TEL　二二―一一〇一（代表）

会議所日誌（三月～四月）

3月22日　◇第2回小規模振興委員連絡会開催（出席十名・於当所4F）

24日　◇副会頭会議開催（於当所）◇卸商業団地研究会開催（出席十名・於当所）◇公害健康被害補償制度研修会に出席（渡辺指導員於全国市町村会館）

25日　◇小規模事業決算指導に出席（当所指導員於当所）◇電気記念日祝賀会に出席（小谷事務局長・於当所5F）

26日　◇税務指導連絡協議会に出席（小谷事務局長）

27日　◇第56回議員総会開催（出席五七名・於当所）

28日　◇商業小売部会幹事会開催（於当所）◇市との連絡協議会開催（於当所）◇土産品三者連絡協議会表彰式挙行（於当所4F）

31日　◇副会頭会議開催（於当所）

4月2日　◇商業活動調整協議会開催（内田氏外委員於当所）◇生活関連物資情報提供システム協力店推進委員連絡会議開催

4日　◇当所婦人会役員会開催（出席十三名・於当所）

8日　◇新入社員研修講座開催（延3日間・於当所）

10日　◇生活関連物資連絡会

14日　◇副会頭会議開催（於当所）

15日　◇当所婦人会総会開催（出席二六名・於当所）

16日　◇定例税務相談実施（於当所）◇経営指導員連絡会議に出席（渡辺・円城寺指導員・於当所）

18日　◇税務指導連絡協議会

22日　◇第四回議員懇談会（これからの地域開発講演会）開催（出席　六十二名・於当所5F）

〃事業所統計調査〃にご協力下さい

実施は五月十五日

総理府統計局
奈良県

昭和五十年は、わが国で最も基本的な統計調査を実施する「センサスの年」だといわれています。その調査の一つである事業所統計調査が五月十五日現在で実施されます。この調査は、本年十月一日に実施される国勢調査とならぶ国の最も基本的な統計調査で、全国の会社、工場、店舗などすべての事業所を調査し、国・都道府県・市区町村の産業構造を明らかにして、都市計画や地域計画などに役立てる目的で実施されるものです。

つきましては、調査員があなたの事業所にお伺いした時、ありのままをお答えください。調査したことがらは、統計を作る目的だけに用いられ、徴税など申告者の不利益になるようなことに使われることは絶対ありません。

ご協力をお願いいたします。

行動する商工会議所

あなたの企業にこの人を!!

求職者情報

下記の求職者が奈良公共職業安定所に申込まれておりますので、雇用を希望される事業所は職業安定所紹介係までお問わせ下さい。

第93回4月10日掲載分

性別	No.	職種	年齢	経験	本人の希望 手取賃金（月収）	勤務時間（休日）	勤務地（通・住）	規模	住所	配偶者の有無	学歴・資格
男子	1	建築設計	35	建築設計 17年	130,000円	8.30～17.00（日曜）	県内通	100人以上	奈良市	有	高校（工業）卒 1級建築士
	2	精肉調理人	23	精肉調理 6年	120,000円	8.30～17.00（日曜）	県内通	不問	奈良市	無	中卒
	3	経理事務 総務	46	支配人 3年 経理事務 18年	200,000円	9.00～17.00（日曜）	県内外通	50人以上	奈良市	有	旧商業卒
	4	軽雑役	59	家具工 1年	60,000円	8.30～17.00（日曜）	県内通	不問	奈良市	無	義務卒
女子	1	炊事係	48	炊事 7年	60,000円	9時～5時（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	有	小卒
	2	店員	50	婦人服販売店員 3年	60,000円	9時～5時（水曜）	生駒市通	不問	生駒市	有	高卒
	3	一般事務	53	会計事務 13年	80,000円	9時～5時（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	無	高女卒
	4	一般事務	45	一般事務 1年	60,000円	9時～5時（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	有	高卒
	5	一般事務	55	生命保険事務 13年	70,000円	9時～5時（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	有	高卒
	6	栄養士	36	栄養士 1年	65,000円	9時～5時（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	無	短大 栄養士

≪消息≫

◇新入会員

（商小）

社名　雪印尼ケ辻販売所
所在地　奈良市宝来町八〇一の一
代表者名　寺西　久儀　電話㊺三二五一
業種　牛乳販売

社名　福村洋品店
所在地　奈良市花芝町十七番地
代表者名　福村　洋治　電話㉒三二五二
業種　洋品雑貨

（観光）

社名　㈱テレグループ
所在地　奈良市高天町四八
代表者名　大越　俊夫　電話㉖二四二九
業種　サービス業

社名　㈱やまとや惣家
所在地　奈良市西木辻町二三二
代表者名　今西　宏　電話㉖三〇八五
業種　ごま豆腐製造販売

◇社名変更

新　富雄珪砂㈱
旧　関西窯業㈱富雄工場

新　森井食品㈱
旧　森井製めん工場

◇代表者変更

㈱あかしや
新　水谷　悦郎　旧　水谷　嘉六

㈱ユニ
新　栂村　行雄　旧　吉田米次郎

森井食品（株）
新　森井　利兵　旧　森井　フサ

東京電気㈱奈良出張所
新　岡田　和明　旧　清水　富平

奈良クラリオン㈱
新　宇野　洋司　旧　森川　克美

第一生命保険㈱奈良支社
新　坂入　淑雄　旧　小池　昭生

◇住所変更

㈱日本旅行奈良駅前営業所
新　奈良市三条町五一一の一（正木ビル）
旧　奈良市大宮町一―一―六

名阪食品㈱
新　奈良市大宮町六丁目
旧　奈良市高天市町十一

二重価格表示等について
県より要望

最近、新聞折込みチラシ等において二重価格表示や割引率表示が増加する傾向にあり、一般消費者に誤認を与えるものも少なくありません。

つきましては、二重価格表示をする場合、左記の点にご留意いただくよう県より要望がありました。ご協力お願いします。

記

◇二重価格表示をする場合
比較対照価格が市価、希望小売価格または自店旧価格のいずれか。

◇割引率表示をする場合
当該割引率が市価、希望小売価格または自店旧価格のいずれを基礎に算出したものであるか。

商機をつかむ！
トヨタのビジネスレンタをご利用ください。

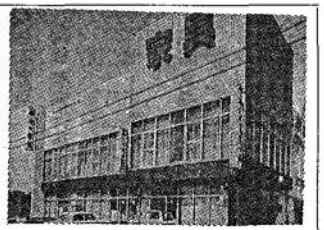
必要なとき、必要な車が、スグそろいます。
節約時代にぴったりの合理的なシステム。
貴社でも是非ご検討ください。
お問い合わせは……☎0742(26)2223
信頼のネットワーク トヨタ レンタリース
トヨタレンタリース奈良
奈良営業所　奈良市杉ヶ町30　☎0742(26)2223

電気はみんなのもの
大切に使いましょう
関西電力（株）奈良支店

<現代のプロメテウス>
近電工はあすを具現します
総合設備産業のバイオニア――
<近電工>は新しい時代の展開とともに成長をつづけ70年代のエネルギーを先導します。

電気・計装・空調・土木
近畿電気工事株式會社
取締役会長　久繁英一夫
取締役社長　森本井司
奈良支店長　大岡岸

良心的な価格・正札販売の店

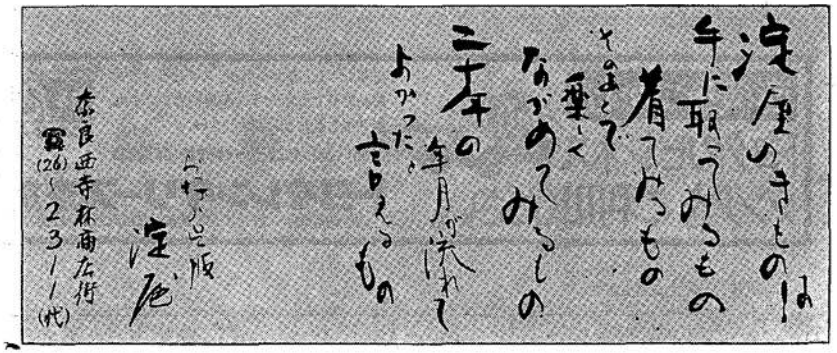


■営業品目
ご婚礼家具／ご婚礼組夜具／ドレッサー／応接セット／書斎家具／ベッド／敷物／カーテン／お台所用家具／事務用家具／ベビー用家具／ルームアクセサリー／座敷机／タンス／その他

暮しに奉仕
森本家具

インテリア モリモト

西大寺店　奈良市二条町1丁目1-9　電 0742 (33) 7671
郡山店　大和郡山市丹後ノ庄町　電 07435 (6) 2731
生駒店　生駒市谷田町1250　電 07437 (4) 2181



総合企画・設計・計画・監理

株式会社 **桝谷設計** 代表取締役 桝谷博行

本社及び奈良事務所　奈良市大宮町1丁目6番21号　TEL 奈良 (0742) 34—1461㈹
京都事務所　京都市中京区御池通御幸町亀屋町京都府旅館会館㏠京都(075)221-1632(代)
大阪事務所　大阪市淀川区宮原2丁目13—12桝谷ビル　㏠大阪(06)391—5071㈹



●お1人でものれる
奈良定期観光バス
公園名所めぐりほか数コース《毎日発車》
●のりば＝国鉄・近鉄奈良駅前
■お問合せ
定期観光営業所☎0742(22)5263
本社観光部☎0742(22)6331
奈良交通

内　外　国
特許・実用新案・意匠・商標
出願・審判・鑑定・相談・侵害事件・訴訟
（奈良商工会議所中小企業相談所顧問・相談日第3木曜日）

蔦田内外国特許事務所（ツタダ）

弁理士　蔦田璋子
弁理士　蔦田正人

大阪市東区内本町橋詰町30番地
（堺筋本町東へコクサイホテル南50メートル）
電話大阪（06）941—0702〜0704

お菓子は徳村

菓子、食品 冷凍冷菓　各種　奈良県代理

徳村商店

代表 徳村楢良

菓子食品部　奈良市大森町24番地　TEL 0742—24—2001〜4
冷凍冷菓部　奈良市川ノ上町14番地　TEL 0742—22—0122〜3